

生活習慣病予防健診及び特定健康診査の日曜健診（家族健診）

業務委託実施要領

令和 4 年 9 月

全国健康保険協会 埼玉支部

【目次】

1. 業務の概要
2. 委託の条件
3. 委託期間
4. 日曜健診実施日
5. 履行場所
6. 日曜健診の業務手順
7. オプション等の実施
8. 契約金額・手数料（インセンティブ）
9. 業務実施にかかる留意点
10. 様式
11. 本件に関する問い合わせ先

1. 業務の概要

全国健康保険協会埼玉支部（以下、「埼玉支部」という。）が実施する、「生活習慣病予防健診と特定健康診査（家族健診）の日曜健診」（以下、「日曜健診」という。）について、埼玉支部が指定する日曜祝日に、生活習慣病予防健診及び特定健康診査、また、それに付随する業務を業務委託により実施する。

本委託業務を実施するにあたり生活習慣病予防健診及び特定健診、それぞれの健診検査費のほか、健診実施件数に応じ手数料（インセンティブ）を支払うこととする。

なお、健診検査費については、埼玉支部と令和4年4月1日付ですでに締結している「全国健康保険管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書」（以下、「生活習慣病予防健診契約書」という。）及び特定健康診査・特定保健指導契約書（以下、「特定健診契約書」という。）に準ずる。

2. 委託の条件

下記の要件をすべて満たす健診機関であること。

- ① 埼玉支部が生活習慣病予防健診業務を委託するものであること。
- ② 全国健康保険協会が特定健康診査業務を委託する（集合契約A、B）ものであること。
- ③ 生活習慣病予防健診と特定健康診査において、それぞれ1日あたりの健診実施可能人数が20人以上であること。
- ④ 書類一式（※1）を令和4年9月26日（月）までに埼玉支部へ提出していること。
（必着）

- ※1：(1)生活習慣病予防健診及び特定健康診査の日曜健診（家族健診）業務申込書
(2)業務従事者届（様式1）
(3)暴力団排除の誓約書（様式2）
(4)全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書（様式3）

3. 委託期間

契約締結日～令和5年3月31日

4. 日曜健診実施日

次の日程において、1日以上健診を実施すること。

- (1) 令和5年 2月 26日（日）
- (2) 令和5年 3月 5日（日）
- (3) 令和5年 3月 12日（日）
- (4) 令和5年 3月 19日（日）

5. 履行場所

「生活習慣病予防健診契約書」乙欄に記載する所在地。

6. 日曜健診の業務手順

- ① 埼玉支部は受託者からの申込書に記載のある対象市町村をもとに、勧奨対象者を抽出し、令和5年1月中旬から下旬を目途に被保険者および被扶養者がともに未受診の世帯へ文書による受診勧奨を行う。なお、発送時期に変更がある場合、埼玉支部は各受託者に対し、速やかに連絡することとする。（対象者数については、別添「地区別対象世帯数」参照）
- ② 受託者は、電話等で健診予約を受付けること。なお、生活習慣病予防健診受診希望者については、生活習慣病予防健診契約書及び全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）に基づき情報提供サービスを使用して事前の受診資格確認を行う。
- ③ 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱（以下、「実施要綱」という。）及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号）に基づき生活習慣病予防健診及び特定健康診査を実施する。
- ④ 健診実施後は、次のとおり、健診結果データの提出及び健診検査費の請求を行うこと。
 - 《生活習慣病予防健診》
 - ・生活習慣病予防健診契約書、実施要綱及び事務処理要領に基づき行うこと。
 - 《特定健診》
 - ・厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データ及び費用請求書を作成し、社会保険診療報酬支払基金に提出すること。
- ⑤ 受託者は、各健診実施日の翌営業日に、実施した健診数を「健診実施件数報告書（様式4）」にてFAXで埼玉支部へ報告を行う。
- ⑥ 受託者は、**令和5年3月24日（金）（厳守）**までに「手数料（インセンティブ）報告書（様式5）」及び「手数料（インセンティブ）請求書（様式6）」を提出すること。なお、「手数料（インセンティブ）報告書（様式5）」について、実施日が複数ある場合は、各日ごとに記載すること。

7. オプション等の実施

- ① 健診実施日当日に、受託者で行うことが可能なオプション等の実施は、受診者の希望によりおこなうこと。なお、オプション費用については、埼玉支部は負担しない。

- ② 受託者にて特定保健指導を実施する場合は、その費用については、結果をとりまとめ、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データ及び費用請求書を作成し、実施月の翌月15日までに社会保険診療報酬支払基金へ提出すること。なお、資格喪失後受診や、重複受診が発生した場合の費用負担は受託者が負うものとする。

8. 契約金額・手数料（インセンティブ）

- ① 手数料（インセンティブ）については、下記の通りとする。
- | | | | |
|-------------|-----------|------|------|
| （生活習慣病予防健診） | 実施件数1件につき | 334円 | （税抜） |
| （特定健康診査） | 実施件数1件につき | 195円 | （税抜） |
- ② 手数料（インセンティブ）の対象となるのは、受託者が応募した日に受診した場合であって、且つ指定した令和5年3月24日（金）までに報告及び請求を行った場合とする。
- ③ 手数料（インセンティブ）の対象となる受診者は、受診勧奨対象者である必要性はなく、契約した日曜健診実施日に受診した者であれば、手数料（インセンティブ）報告書（様式5）に記載し、請求対象とする。なお、「9.業務実施にかかる留意点 ①」のように、勧奨対象者が日曜健診実施日以外で受診した場合にあつては、インセンティブの対象とはしない。
- ④ 手数料（インセンティブ）について、各健診機関からの応募数に応じて、支払上限額を設定する。支払上限額を超えた分は支払対象とはならないため注意すること。

9. 業務実施にかかる留意点

- ① 日曜健診の実施にあたり、当日の定員を超える申込があつた場合は、受託者は別日へ振り替える等、個別に対応し、年度内に健診を受けさせるよう努力すること。
- ② 別添「地区別対象世帯数」については、勧奨対象者数及び実施日当日の受診者の最低人数等の保証をすることではないため注意すること。
- ③ 本委託業務に使用する様式1～様式6については、すべて紙媒体での提出とすること。
- ④ 本委託業務において、疑義が生じた場合については、埼玉支部・受託者が協議の上、決定することとする。

10. 様式

- ・様式1 生活習慣病予防健診及び特定健康診査の日曜健診（家族健診）業務従事者届
- ・様式2 暴力団等排除の誓約書
- ・様式3 全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書
- ・様式4 健診実施件数報告書
- ・様式5 手数料（インセンティブ）報告書
- ・様式6 手数料（インセンティブ）請求書

11. 本件に関する問い合わせ先

〒330-8686 さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター16 階
全国健康保険協会埼玉支部 保健グループ 鈴木・渡部
電話 048-658-5915

(様式1)

生活習慣病予防健診及び特定健康診査の日曜健診（家族健診）

業務従事者届

《統括管理責任者》

役職 氏名

《個人情報を取扱う部署の管理責任者》

役職 氏名

《業務委託員》（担当業務については、事務責任者や受付担当者、請求事務担当者等）

| | | |
|----|------|----|
| 役職 | 担当業務 | 氏名 |

上記のとおり、生活習慣病予防健診等受診勧奨業務委託従事者について届出いたします。

令和 年 月 日

全国健康保険協会 埼玉支部長 殿

所在地
健診機関名
開設者名

㊞

(様式2)

令和 年 月 日

全国健康保険協会埼玉支部長 殿

住所（所在地）

称号又は名称

代表者職・氏名

㊞

暴力団等排除の誓約書

私は、当社が各種法令を遵守することを誓約するとともに、下記の事項についても誓約いたします。

この誓約書に反したことにより当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てず、何らの賠償ないし補償を求めません。全国健康保険協会に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

記

1. 当社は、次に掲げる組織又は次に掲げる個人が役職員として在職する組織に該当しないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員との間で、社会的な非難の対象となる関係を有している者
2. 再委託（再委託先の契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の事業者が上記1の組織に該当しないこと。

全国健康保険協会の役職員であった者の再就職に関する調書

全国健康保険協会埼玉支部長殿

全国健康保険協会（以下「協会」という。）との契約締結及び再就職者の受け入れ状況は以下の通りです。

1 過去5年度間において、いずれかの年度で協会本部及び支部との間に1件当たり200万円以上の契約を締結した年度の有無

有 無

(以下、1において「有」の場合のみ記載)

2 1において「有」の場合は、現時点における協会の役職員であった者（在籍時において本部又は支部のグループ長補佐相当以上の役職であった者に限る）の就業の有無

有 (人) 無

(以下、2において「有」の場合のみ記載)

3 2において「有」の場合は、当該元役職員の氏名・退職日・退(辞)職時の役職

| | |
|--------|--|
| 氏名 | |
| 退(辞)職日 | |
| 在籍時の役職 | |

※欄が足りない場合は、適宜別紙を追加してください。

入札案件名：生活習慣病予防健診及び特定健康診査の日曜健診（家族健診）の業務委託

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

印

【参考】全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

(退職者による依頼等の規制)

第23条 役職員であった者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

【FAX 扱い】

(様式4)

令和 年 月 日

全国健康保険協会埼玉支部
保健グループ 宛
FAX 番号 : 048-658-6062

所在地
健診機関名
担当者名

健診実施件数報告書

次のとおり、生活習慣病予防健診及び特定健康診査を実施しましたので、件数を報告いたします。

令和 年 月 日 実施分

| | |
|-----------|---|
| 生活習慣病予防健診 | 件 |
| 特定健康診査 | 件 |

地区別対象世帯数

| 通番 | 地区名 | 対象世帯数 |
|----|-------|-------|
| 1 | 上里町 | 450 |
| 2 | 神川町 | 210 |
| 3 | 本庄市 | 1,150 |
| 4 | 美里町 | 190 |
| 5 | 深谷市 | 2,390 |
| 6 | 寄居町 | 620 |
| 7 | 熊谷市 | 2,960 |
| 8 | 長瀨町 | 160 |
| 9 | 皆野町 | 230 |
| 10 | 小鹿野町 | 300 |
| 11 | 秩父市 | 1,440 |
| 12 | 横瀨町 | 190 |
| 13 | 行田市 | 1,450 |
| 14 | 羽生市 | 940 |
| 15 | 久喜市 | 2,050 |
| 16 | 加須市 | 2,040 |
| 17 | 白岡市 | 640 |
| 18 | 幸手市 | 750 |
| 19 | 蓮田市 | 840 |
| 20 | 宮代町 | 440 |
| 21 | 杉戸町 | 660 |
| 22 | 東秩父村 | 50 |
| 23 | 小川町 | 520 |
| 24 | ときがわ町 | 230 |
| 25 | 越生町 | 220 |
| 26 | 嵐山町 | 310 |
| 27 | 鳩山町 | 190 |
| 28 | 毛呂山町 | 530 |
| 29 | 滑川町 | 310 |
| 30 | 東松山市 | 1,320 |
| 31 | 坂戸市 | 1,500 |

| 通番 | 地区名 | 対象世帯数 |
|----|-------|--------|
| 32 | 鶴ヶ島市 | 960 |
| 33 | 吉見町 | 360 |
| 34 | 川島町 | 390 |
| 35 | 川越市 | 4,670 |
| 36 | 鴻巣市 | 1,700 |
| 37 | 北本市 | 940 |
| 38 | 桶川市 | 1,060 |
| 39 | 上尾市 | 2,940 |
| 40 | 伊奈町 | 730 |
| 41 | 飯能市 | 930 |
| 42 | 日高市 | 810 |
| 43 | 入間市 | 1,600 |
| 44 | 狭山市 | 1,770 |
| 45 | 所沢市 | 3,010 |
| 46 | ふじみ野市 | 120 |
| 47 | 三芳町 | 500 |
| 48 | 富士見市 | 1,120 |
| 49 | 志木市 | 740 |
| 50 | 朝霞市 | 1,070 |
| 51 | 新座市 | 1,500 |
| 52 | 和光市 | 390 |
| 53 | さいたま市 | 14,230 |
| 54 | 川口市 | 7,090 |
| 55 | 蕨市 | 580 |
| 56 | 戸田市 | 1,300 |
| 57 | 春日部市 | 3,190 |
| 58 | 越谷市 | 4,010 |
| 59 | 松伏町 | 560 |
| 60 | 吉川市 | 1,000 |
| 61 | 草加市 | 2,650 |
| 62 | 八潮市 | 1,200 |
| 63 | 三郷市 | 1,590 |
| | 合計 | 89,990 |

- ・地区別対象世帯数は、令和4年8月5日時点で生活習慣病予防健診・特定健康診査共に未受診の世帯を抽出したものである。なお1の位は切り捨て、0としている。
- ・対象世帯数の2%～3%程度の受診を見込んでいるが受診人数の保証をするものではないため、注意すること。